

## 「緊急非常事態宣言」発令に伴う会議室の使用停止について

平素は当会運営につき何かとご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、内閣総理大臣から「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、新たに三重県を含む1道7県を対象に「緊急非常事態宣言」が発令されました。

同法、同法施行令及び三重県緊急非常事態措置の概要(生活の維持に必要な場合を除く外出自粛要請、講習会・研修会等のイベントの開催自粛要請)等、「緊急非常事態宣言」の趣旨を踏まえ当会においても、宣言期間中(8月27日～9月12日)、全面的に貸館を停止することといたします。

なお、「緊急非常事態宣言」が延長された場合、当会もこの措置に準じ貸館停止を継続せざるをえませんので、9月12日以降に、当会館をご利用頂く予定の、企業・団体様等におかれましては、延長措置が取られた場合の代替案をご用意いただきますようお願い致します。

ご迷惑をお掛けしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 【貸館停止期間】

令和3年8月27日(金)～9月12日(日)まで(予定)

※「緊急非常事態宣言」の期間中

令和3年8月25日

志摩市商工会